

○岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十六日条例第八十五号

改正

平成二五年三月二六日条例第一六号

平成二五年三月二六日条例第一八号

平成二五年一〇月一六日条例第四三号

平成二六年三月二〇日条例第二一号

平成二七年三月二四日条例第一九号

平成二八年三月二九日条例第二〇号

平成二八年三月二九日条例第二二号

平成二九年三月二八日条例第一四号

平成三〇年 三月二二日条例第二六号

令和 三年 三月二九日条例第一三号

令和 三年 七月一三日条例第二八号

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例をここに公布する。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第五条—第四十一条）

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十一条の二—第四十一条の四）

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十二条—第四十六条）

第三章 療養介護（第四十七条—第七十五条）

第四章 生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第七十六条—第九十一条）

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十一条の二—第九十一条の五）

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十二条—第九十四条）

第五章 短期入所

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第九十五条—第一百五十五条）

- 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百五条の二—第百五条の四）
 - 第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六条・第百七条）
 - 第六章 重度障害者等包括支援（第百八条—第百十六条）
 - 第七章 削除
 - 第八章 自立訓練（機能訓練）
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第百三十五条—第百四十条）
 - 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十条の二—第百四十条の四）
 - 第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百四十一条—第百四十二条）
 - 第九章 自立訓練（生活訓練）
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第百四十三条—第百四十九条）
 - 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十九条の二—第百四十九条の四）
 - 第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十条—第百五十一条）
 - 第十章 就労移行支援（第百五十二条—第百六十条）
 - 第十一章 就労継続支援A型（第百六十一条—第百七十二条）
 - 第十二章 就労継続支援B型
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第百七十三条—第百七十五条）
 - 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百七十六条—第百七十九条）
 - 第十三章 就労定着支援（第百七十九条の二—第百七十九条の十一）
 - 第十四章 自立生活援助（第百七十九条の十二—第百七十九条の十七）
 - 第十五章 共同生活援助
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第百八十条—第百八十四条）
 - 第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準（第百八十四条の二—第百八十四条の十）
 - 第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準（第百八十四条の十一—第百八十四条の十九）
 - 第十六章 多機能型に関する特例（第百八十五条—第百八十八条）
 - 第十七章 振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百八十九条—第百九十三条）
 - 第十八章 雑則（第百九十四条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項、第三十六条第三項第一号、第四十一条の二第一項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「省令」という。）の例による。

(指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する基準)

第三条 指定障害福祉サービス事業者の指定、指定の変更又は指定の更新（以下この条において「指定等」という。）に関する基準として法第三十六条第三項（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定等又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定等の申請については、この限りでない。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第四条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第八章から第十五章までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）

の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第六条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第百八十四条の十一及び第百八十四条の十七第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（省令第五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下この条、次条及び第九条から第四十一条までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業

と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模) に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十一条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十五条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び

付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した場合は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十条 指定居宅介護事業者は、直接利用者の便益を向上させる使途であって、指定居宅介護を提供する当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である金銭に限り、当該支給決定障害者等に対してその支払を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した場合は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した場合は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十二條 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十三條 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の取扱方針)

第二十四條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

2 指定居宅介護事業所の従業者が行う指定居宅介護は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 次条第一項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、

理解しやすいように説明を行うこと。

三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

3 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(居宅介護計画の作成等)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、サービス提供責任者（第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）に、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成させなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、サービス提供責任者に、次に掲げるところにより、居宅介護計画を作成させなければならない。

一 居宅介護計画を作成した場合は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付すること。

二 居宅介護計画の作成後において、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うこと。

3 第一項及び前項第一号の規定は、同項第二号の居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条 指定居宅介護事業者は、従業者が現に指定居宅介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行わせる等必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第二十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の業務)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の管理者に、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- 一 当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。
 - 二 当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- 2 指定居宅介護事業者は、サービス提供責任者に、第二十五条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行わせるものとする。

(運営規程)

第三十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第三十三条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
 - 二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示等)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し

なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の重要事項について、指定居宅介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者若しくは管理者又は従業者若しくは管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、

知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該記

録を整備した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十一条 第六条、第七条及び第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第一項中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、「次条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第六条第二項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

2 第六条、第七条及び第九条から前条までの規定（第二十四条第一項を除く。）は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第六条第二項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十一条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十一条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十一条の四 第五条第一項及び第二項、第六条第二項及び第三項、第七条並びに第九条から第四十条までの規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の員数）

第四十二条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（省令第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三以上とする。

- 2 省令第四十四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一以上とする。
- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサ

ービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十四条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十五条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護が第四十二条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十五条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十六条 第五条第一項、第九条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七条から第三十三条まで並びに第三十四条から第四十条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第三十条」

と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第九条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七条から第三十三条まで、第三十四条から第四十条まで並びに第四十二条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第三十三条第一項」と、第四十五条第一項第二号中「第四十二条第三項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第四十二条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

(基本方針)

第四十七条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第四十八条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した数以上

二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位（指定療養介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者（省令第五十条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 六十以下 一以上

ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第五十条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援を

いう。次項及び第五十条第三項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号。第五十条第三項において「指定入所施設基準条例」という。)第五十三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第四十九条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備)

第五十条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第五十四条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(契約支給量の報告等)

第五十一条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際し、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第五十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した場合は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第五十四条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第

五十八条第四項の厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第五十五条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十三条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第五十六条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の従業者が指定療養介護の提供を行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わせなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第五十七条 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者に、指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、療養介護計画を作成させなければならない。

一 適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

二 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うこと。この場合において、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること。

三 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成すること。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めること。

四 療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めること。
この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

五 療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。

六 療養介護計画を作成した場合には、当該療養介護計画を利用者に交付すること。

七 療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うこと。

八 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行うこと。

イ 定期的に利用者に面接すること。

ロ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

3 前項第一号から第六号までの規定は、同項第七号の療養介護計画の変更について準用する。
(サービス管理責任者の業務)

第五十八条 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者に、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認めら

れる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第五十九条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第六十条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第六十二条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第六十三条 指定療養介護事業者は、従業者が現に指定療養介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行わせる等必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由がなく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の業務)

第六十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の管理者に、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- 一 当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
- 二 当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

(運営規程)

第六十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第七十一条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 利用定員
- 二 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 三 サービスの利用に当たっての留意事項
- 四 非常災害対策
- 五 第三十条各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項

(勤務体制の確保等)

第六十七条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第六十八条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六十九条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第七十条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示等)

第七十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従

業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定療養介護事業者は、第一項の重要事項について、指定療養介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第七十二条 削除

(地域との連携等)

第七十三条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十四条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。
 - 一 第五十七条第一項に規定する療養介護計画
 - 二 第五十二条第一項の規定によるサービスの提供の記録
 - 三 第六十四条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十三条の二第二項の規定による身体的拘束等の記録
 - 五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 六 次条において準用する第三十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十五条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十五条（第二項を除く。）まで及び第三十六条から第三十八条の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第六十六条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第七十六条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第七十七条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十七章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 指定生活介護の単位（指定生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、イからニまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める数
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数
 - (1) 四未満 利用者の数を六で除した数以上
 - (2) 四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
 - (3) 五以上 利用者の数を三で除した数以上
 - ロ 看護職員 一以上
 - ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数（当該訓練を行う場合に限る。）
 - ニ 生活支援員 一以上
- 三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第七十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備)

第七十九条 指定生活介護事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものとする。
- 3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。

ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第八十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第八十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第八十一条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

- 5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十二条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵(じん)設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第八十三条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十三条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(食事)

第八十四条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食

事となるよう、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第八十五条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第八十六条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由がなく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第八十七条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第九十条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 利用定員

二 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

三 サービスの利用に当たっての留意事項

四 非常災害対策

五 第三十条各号（第四号を除く。）に掲げる事項

(衛生管理等)

第八十八条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
(協力医療機関)

第八十九条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示等)

第九十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定生活介護事業者は、第一項の重要事項について、指定生活介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(準用)

第九十一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一条の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條及び第七十四條の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十条第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十八條中「前条」とあるのは「第九十一条において準用する前条」と、第七十四條第二

項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十一条」と読み替えるものとする。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十一条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第百八十五条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百八十五条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十六条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第九十一条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地

域密着型通所介護事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。) の食堂及び機能訓練室 (指定居宅サービス等基準条例第九十三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。) の床面積を、指定通所介護 (指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十一条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。) 第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第百四十条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第百四十九条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第五十五条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十二条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条、第百四十条の三及び第百四十九条の三において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十三条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当

該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当りの上限をいう。以下この条、第百四十条の三及び第百四十九条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十一条の五 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条及び第八十条から第九十条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第九十二条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第百八十九条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第九十三条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第百六条、第百四十一条の二及び第百五十条の二において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第百六条、第百四十一条の二及び第百五十条の二において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第百六条、第百四十一条の二及び第百五十条の二において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百六条、第百四十一条の二及び第百五十条の二において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を

除く。第百四十一条の二及び第百五十条の二において同じ。) の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百六条、第百四十一条の二及び第百五十条の二において同じ。) にあつては、十八人) 以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百四十一条の二及び第百五

十条の二において同じ。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十四条 第八十条第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第五章 短期入所

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第九十五条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第九十六条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合における当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数と併設事業所の利用

者の数との合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業者、第八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第八十四条の十三第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第四百四十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第八十条に規定する指定共同生活援助、第八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第八十四条の十一に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第八十四条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第八十四条の十三第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）（1）又は（2）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める数

（1） 六以下 一以上

（2） 七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室

を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合
当該施設の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第百八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第百八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の（1）又は（2）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める数

（1） 六以下 一以上

（2） 七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第百三十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第百五十三条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第百六十二条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第百七十三条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児

童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。) (以下この章において「指定生活介護事業所等」という。) において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定生活介護、第百三十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第百四十三条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第百六十一条に規定する指定就労継続支援A型、第百七十三条に規定する指定就労継続支援B型、第百八十条に規定する指定共同生活援助、第百八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第百八十四条の十一に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該単独型事業所の利用者の数との合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、イに掲げる時間帯以外のもの 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 六以下 一以上

(2) 七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号ロ(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号ロ(1)又は(2)に定める数

(設備及び備品等)

第九十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものと

する。

4 単独型事業所には、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、次のそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものとすること。

(指定短期入所の開始及び終了)

第九十八条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）

は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第九十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際し、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第一百条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した場合は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した場合は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、省令第二百十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第一百一条 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の従業者が指定短期入所の提供を行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等につ

いて、理解しやすいように説明を行わせなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第百二条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭(しき)しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好(し)を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

(運営規程)

第百三条 指定短期入所事業者は、次の各号(第九十六条第二項の規定の適用を受ける施設にあっては、第一号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 利用定員
- 二 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 三 サービスの利用に当たっての留意事項
- 四 非常災害対策
- 五 第三十条各号(第三号から第五号までを除く。)

(定員の遵守)

第百四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所 当該施設の利用定員(指定共同生活援助事業所又は第百八十四条の第十三第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行

う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第二百五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第二十八條、第三十一条の二、第三十三條の二から第四十条まで、第四十九條、第五十九條、第六十五條、第六十七條、第六十九條、第七十三條、第八十五條及び第八十八條から第九十条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百三条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百条第二項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第二百五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第二百五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十六條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百二十四條第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百三十六條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第百二十四條第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の床面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百三十五條に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百二十三條に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数で除して得た面積が十・六五平

方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第二百五条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第一百七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の床面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第一百七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二百五条の四 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十一条の二、第三十三条の二から第四十条まで、第四十九条、第五十九条、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第八十五条、第八十八条から第九十条まで、第九十五条及び第九十八条から百三条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百六条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第一百七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、六人）までの範囲内とすること。
- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ又は第一百七十五条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の床面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上で

あること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百七条 第百条第二項から第六項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第六章 重度障害者等包括支援

(基本方針)

第一百八条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第一百九条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。次条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を一人以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、省令第二百二十七条第三項の厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(実施主体)

第一百十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第一百一十一条 指定重度障害者等包括支援事業所においては、利用者からの連絡に随時対応できる体制を整備しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所においては、自ら又は第三者に委託することにより、二以上

の障害福祉サービスを提供できる体制を整備しなければならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援事業所においては、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を整備しなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百十二条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)又は岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十六号)に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第一百十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の従業者が指定重度障害者等包括支援の提供を行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わせなければならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(重度障害者等包括支援計画の作成等)

第一百十四条 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス提供責任者に、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等

を記載した重度障害者等包括支援計画を作成させなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス提供責任者に、次に掲げるところにより、重度障害者等包括支援計画を作成させなければならない。

一 重度障害者等包括支援計画を作成した場合は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付すること。

二 重度障害者等包括支援計画の作成後において、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うこと。

3 前二項（前項第二号を除く。）の規定は、同号の重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

（運営規程）

第百十五条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

二 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

三 事業の主たる対象とする利用者

四 第三十条各号（第三号、第四号及び第七号を除く。）に掲げる事項

（準用）

第百十六条 第七条、第八条第一項、第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十一条（第一項及び第二項を除く。）から第四十条まで及び第六十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百十五条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百十六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

第七章 削除

第百十七条から第百三十四条まで 削除

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第百三十五条 自立訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）

をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第百三十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に従い、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからハマまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

ロ 看護職員 一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 一以上

ニ 生活支援員 一以上

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 六十以下 一以上

ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師そ

の他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- 5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第百三十七条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、省令第百五十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第百三十八条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第百三十九条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百五十三条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第百四十条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一條の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十八條、第七十九條及び第八十三條の二から第九十條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第百四十條において準用する第八十七條」と、第二十条第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百四十條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第百四十條において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第百四十條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計

画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百四十条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百四十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百四十条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百四十条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十条の四 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十八条、第八十三条の二から第九十条まで、第百三十五条及び第百三十七条から第百三十九条までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第百四十一条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第百八十九条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準

該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第一百四十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第一百五十五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第一百五十五条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発

達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百四十二条 第百三十七条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第四百三十三条 自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第四百四十四条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

一 生活支援員 常勤換算方法で、指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者以外の利用者の数を六で除した数と指定宿泊型自立訓練の利用者の数を十で除した数との合計数以上

二 地域移行支援員 一以上（指定宿泊型自立訓練を行う場合に限る。）

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 六十以下 一以上

ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅

を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

- 4 第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第百四十五条 指定自立訓練（生活訓練）事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものとする。
- 3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、訓練・作業室を設けないことができる。
 - 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

- 4 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（サービスの提供の記録）

第百四十六条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した場合は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した場合は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第百四十七条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次

に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、省令第百七十条第五項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項各号及び第四項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第百四十七条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければな

らない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（記録の整備）

第百四十八条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第五十七条第一項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画
- 二 第百四十六条第一項及び第二項の規定によるサービスの提供の記録
- 三 次条において準用する第八十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十三条の二第二項の規定による身体的拘束等の記録
- 五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百四十九条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十八条、第八十三条の二から第九十条まで、第百三十八条及び第百三十九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百四十九条において準用する第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百四十七条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百四十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百四十九条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百四十九条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広

さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四百四十九条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十八条、第八十三条の二から第九十条まで、第三百三十八条、第三百三十九条、第四百四十三条及び第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第五百十条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第百八十九条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第二百五十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百四十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百五十一条 第百三十七条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十章 就労移行支援

(基本方針)

第百五十二条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適

切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第二百五十三条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

一 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

ロ 職業指導員 一以上

ハ 生活支援員 一以上

二 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 六十以下 一以上

ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第二百五十四条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

一 職業指導員及び生活支援員 認定指定就労移行支援事業所ごとに、イからハまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

ロ 職業指導員 一以上

ハ 生活支援員 一以上

二 サービス管理責任者 認定指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 六十以下 一以上

ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第百五十五条 第百六十条第一項において準用する第七十九条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(通勤のための訓練の実施)

第百五十五条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第百五十六条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百六十条第一項において準用する第五十七条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百五十七条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学

校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第二百五十八条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(就職状況の報告)

第二百五十九条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第一百六十条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第百三十七条、第百三十八条及び第百四十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第百三十七条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百六十条第一項」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第一百六十条第一項において準用する第九十条第一項」と、第九十条

第一項中「前条」とあるのは「第六十条第一項において準用する前条」と、第四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第七十八条の規定は、指定就労移行支援の事業（認定指定就労移行支援事業所において行われるものを除く。）について準用する。

第十一章 就労継続支援A型

（基本方針）

第六十一条 施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第六十二条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員 イからハマまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める数
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
 - ロ 職業指導員 一以上
 - ハ 生活支援員 一以上
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 六十以下 一以上

ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて
得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(設備)

第六十三条 指定就労継続支援A型事業所には、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。

四 便所 利用者の特性に応じたものとする。

3 第一項の訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならないことができる。

4 第一項の相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第六十四条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第百六十五条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第七十三条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第百六十六条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第百六十七条 指定就労継続支援A型事業者は、第百六十五条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第百六十五条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの

工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

- 6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第百六十八条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第七十二条において準用する第五十七条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百六十九条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第七十条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第七十一条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(運営規程)

第七十一条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 利用定員

二 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

三 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第六十七条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

四 サービスの利用に当たっての留意事項

五 非常災害対策

六 第三十条各号（第四号を除く。）に掲げる事項

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、省令第九十六条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一条の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十八條、第八十四條から第八十六條まで、第八十八條から第九十條まで、第三百七十七條及び第三百三十八條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第七十一条の二」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第三百七十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第三百七十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、

同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第七十二条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援B型

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第七十三条 施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第七十四条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第七十五条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一条の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十八條、第八十二條、第八十四條から第九十條まで、第三百七十七條、第三百七十八條、第三百六十二條、第三百六十三條及び第三百六十八條から第七十條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業につ

いて準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第七百七十五条において準用する第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第三百三十七条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第三百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第七百七十五条において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第七百七十五条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七百七十五条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第七百七十五条において準用する前条」と、第六百六十八条第一項中「第七百七十二条」とあるのは「第七百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第七百七十六条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第八十九条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十一号）第二十九条に規定する職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所には、岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条に規定する授産施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(運営規程)

第一百七十七条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 二 サービスの利用に当たっての留意事項
- 三 非常災害対策
- 四 第三十条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項
（工賃の支払）

第一百七十八条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（準用）

第一百七十九条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条（第一項を除く。）、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十七条、第六十九条、第七十三条、第七十四条、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十八条から第九十条まで、第百三十七条（第一項を除く。）、第百三十八条、第百六十八条から第一百七十条まで及び第一百七十三条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第一百七十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第一百七十九条において準用する第百三十七条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百七十九条において準用する第百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第一百七十九条において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第一百七十九条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第一百七十九条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第一百七十九条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百七十九条」と、第九

十条第一項中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十八条第一項中「第七十二条」とあるのは「第七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十三章 就労定着支援

(基本方針)

第七十九条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)

の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第五条第十五項の厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第七十九条の三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)

が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する就労定着支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業

所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(設備及び備品等)

第七十九条の四 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第七十九条の五 指定就労定着支援事業者は、サービス管理責任者に、第七十九条の十一において準用する第五十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第七十九条の六 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第七十九条の七 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第百七十九条の八 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第百七十九条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

二 第三十条各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項

(記録の整備)

第百七十九条の十 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第一項の規定によるサービスの提供の記録

二 次条において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第二十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百七十九条の十一 第九条から第二十三条まで、第二十八条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条、第五十七条、第五十九条及び第六十五条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百七十九条の九」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条の十一において準用する第二十一条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるの

は「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

(基本方針)

第七十九条の十二 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(従業者の員数)

第七十九条の十三 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 地域生活支援員 一以上（利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
イ 三十以下 一以上
ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第七十九条の十四 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第七十九条の十五 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問す

ることにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第七十九条の十六 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに、当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第七十九条の十七 第九条から第二十三条まで、第二十八条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第七十九条の四、第七十九条の五、第七十九条の九及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第七十九条の十七において準用する第七十九条の九」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十七において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条の十七において準用する第二十一条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の十七において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第十五章 共同生活援助

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第八十条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相

談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第百八十一条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

一 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 生活支援員 常勤換算方法で、イからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 三十以下 一以上

ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第百八十一条の二 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第百八十一条の三 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設又は病院とは独立した建物であり、かつ、利用者の家族及び地域住民との交流が確保される場合、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合その他の入所施設又は病院の敷地内にあることが適当と知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(入退居)

第百八十一条の四 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際し、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際し、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際し、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第百八十一条の五 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居又は退居に際し、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第百八十一条の六 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した場合は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けらるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第八十一条の七 指定共同生活援助事業者は、第八十四条において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者が指定共同生活援助の提供を行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わせなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第百八十一条の八 指定共同生活援助事業者は、サービス管理責任者に、第百八十四条において準用する第五十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第百八十二条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の家事等については、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百八十二条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百八十二条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業

の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 入居定員

二 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

三 入居に当たっての留意事項

四 非常災害対策

五 第三十条各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項

（勤務体制の確保等）

第八十三条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

（支援体制の確保）

第八十三条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第八十三条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場

合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百八十三条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第百八十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十三条、第七十四条、第八十六条、第八十八条、第九十条及び第百四十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百八十二条の三」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十四条」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

(日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準)

第百八十四条の二 前節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介

護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百八十四条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第百八十四条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

一 世話人（夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人をいう。） 常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員（夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員をいう。） 常勤換算方法で、イからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 三十以下 一以上

ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤

務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(設備)

第百八十四条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設又は病院とは独立した建物であり、かつ、利用者の家族及び地域住民との交流が確保される場合、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合その他の入所施設又は病院の敷地内にあることが適当と知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居(第六項及び第七項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。
- 5 前項ただし書の場合において、一の建物の入居定員の合計は、二十人以下とする。
- 6 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは、三十人)以下とすることができる。
- 7 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 8 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けな

ればならない。

9 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

10 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(実施主体)

第百八十四条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十五条に規定する指定短期入所（第九十六条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第百八十四条の七 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の家事等については、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百八十四条の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を

得て代わって行わなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第百八十四条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告、評価及び要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第百八十四条の十 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十三条、第七十四条、第八十六条、第八十八条、第九十条、第百四十七条の二、第百八十一条の二、第百八十一条の四から第百八十一条の八まで及び第百八十二条の三から第百八十三条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十二条の三」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において読み替えて準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十四条の十」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令

第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

(外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準)

第八十四条の十一 第一節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第八十四条の十九において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第八十四条の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第八十四条の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第八十四条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の基本サービスを提供する従業者を置かなければならない。

一 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 三十以下 一以上

ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第百八十四条の十四 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第百八十四条の十六に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第百八十四条の十五 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第百八十四条の十六 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 二 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 三 第百八十二条の三各号（第二号を除く。）に掲げる事項
(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第百八十四条の十七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百八十四条の十八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百八十四条の十九 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十三条、第七十四条、第八十六条、第八十八条、第九十条、第百四十七条の二、第百八十一条の二から第百八十二条の二まで及び第百八十三条の二から第百八十三条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十四条の十九」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百八十二条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業

者」と読み替えるものとする。

第十六章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第百八十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十七条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十七条第五項、第三百三十六条第六項及び第七項、第四百四十四条第六項、第五百三十三条第四項並びに第六十二条第四項（第七十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないものとする。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十七条第一項第三号及び第六項、第三百三十六条第一項第二号及び第八項、第四百四十四条第一項第三号及び第七項、第五百三十三条第一項第三号及び第五項並びに第六十二条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第二百十五条第二項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないものとする。

一 六十以下 一以上

二 六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備の特例)

第百八十六条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第百八十七条及び第百八十八条 削除

第十七章 振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第百八十九条 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第百九十三条までに定めるところによる。

(従業者の員数)

第百九十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
- 二 看護職員 一以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- 三 理学療法士又は作業療法士 一以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- 四 生活支援員 常勤換算方法で、特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者の数を六で除して得た数と特定基準該当就労継続支援B型の利用者の数を十で除して得た数との合計数以上
- 五 職業指導員 一以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）

六 サービス管理責任者 一以上

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

（管理者）

第九十一条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（利用定員）

第九十二条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

（準用）

第九十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十四条から第九十条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第九十三条第一項において準用する第八十七条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九十三条第二項において準用する第八十条第二項及び第三項、第九十三条第三項及び第五項において準用する第三十七条第二項及び第三項並びに第九十三条第四項において準用する第四十七条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十三条第二項において準用する第八十条第二項、第九十三条第三項及び第五項において準用する第三十七条第二項並びに第九十三条第四項において準用する第四十七条第二項」と、第三十四条第二項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十九条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業

ごとに、その会計を」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する前条」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十三条第一項」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第八十七条中「第四号」とあるのは「第四号及び第七号」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

- 2 第七十六条、第八十条（第一項を除く。）、第八十一条（第五項を除く。）、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十六条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十一条第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 3 第三百三十五条、第三百三十七条（第一項を除く。）、第三百三十八条（第三項を除く。）及び第三百三十九条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三百三十五条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 4 第三百三十八条（第三項を除く。）、第三百三十九条第二項、第四百三十三条及び第四百四十七条（第

一項及び第四項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十三条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第四百四十七条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第八十二条、第三百三十七条（第一項を除く。）、第三百三十八条（第三項を除く。）、第三百六十八条から第七十条まで、第七十三条及び第七十四条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第三百三十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百六十八条第一項中「第七十二条」とあるのは「第九十三条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十三条中「施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

第十八章 雑則

（電磁的記録等）

第九十四条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第九十一条、第九十一条の五、第一百六条、第四十条、第四十条の四、第四十九条、第四十九条の四、第六十条第一項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第七十九条の十一、第七十九条の十七並びに第九十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条（第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第五十条、第五十条の四、第一百六条、第四十条、第四十条の四、第四百

十九条、第四百九条の四、第六十条第一項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第七十九条の十一、第七十九条の十七、第八十四条、第八十四条の十、第八十四条の十九並びに第九十三条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条第一項、第九十九条第一項（第五条の四において準用する場合を含む。）、第八十一条の五第一項（第八十四条の十及び第八十四条の十九において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 省令附則第十二条に規定する指定共同生活援助事業者等は、省令附則第十八条に規定する指定共同生活援助事業所において、省令附則第七条第一項に規定する指定共同生活援助の事業等を行う場合には、省令附則第十八条に規定する共同生活住居が満たすべき設備に関する基準については、第八十一条の三第七項及び第八項（これらの規定を第八十四条の十九において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、省令附則第十八条の旧指定基準第九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。
- 3 第八十二条第三項及び第八十四条の七第四項の規定は、省令附則第十八条の二第一項に規定する利用者が、共同生活住居内において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。
- 4 第八十二条第三項及び第八十四条の七第四項の規定は、省令附則第十八条の二第二項に規定する利用者が、共同生活住居内において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指

定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、同項各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 5 前二項の場合において、第百八十一条第一項第二号ロからニまで及び第百八十四条の四第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。
- 6 省令附則第二十条第一項に規定する精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第百四十五条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものに限る。）については「四人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「四・四平方メートル」とする。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第十八号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十五年十月十六日条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第二十一号）

改正

平成三〇年 三月二二日条例第二六号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第二百二十四号。以下「整備省令」という。）附則第三条第一項に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第百八十条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 整備省令附則第三条第二項に規定する旧指定共同生活援助事業所は、新条例第百八十四条の十一に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第五項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。
- 4 整備省令附則第四条に規定する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第百八十四条の十三の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。
- 5 附則第三項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第百八十四条の十七第四項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第十九号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十二号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第十四号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日条例第二十六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十九日条例第十三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第四条第四項及び第四十六条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第四条第四項及び第四十三条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第三十八条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、百五条、百五条の四、百六十六条、百四十条、百四十条の四、百四十九条、百四十九条の四、百六十条第一項、百七十二條、百七十五条、百七十九条、百七十九条の十一、百七十九条の十七、百八十四条、百八十四条の十、百八十四条の十九並びに百九十三条第一項において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第三条第三項及び第四十五条の二、第六条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第四条第三項及び第五十九条の二、第七条の規定による改正後の岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条並びに第八条の規定による改正後の岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(以下「新福祉ホーム基準条例」という。) 第二条第四項及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第三十九条の二(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第三十六条の二(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十一条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新指定障害者支援施設基準条例第四十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十六条、新福祉ホーム基準条例第十四条並びに第九条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)第七十三条の三(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十二条第三項(新指定障害福

社サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第百十六条、第百七十九条の十一並びに第百七十九条の十七において準用する場合を含む。）、第七十条第二項及び第八十八条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九及び第百九十三条第一項において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新指定障害者支援施設基準条例第五十条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項並びに新設備運営基準条例第七十三条の四（新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項及び新指定障害者支援施設基準条例第五十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年七月十三日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。